

# 機構の業務

## 貸付業務

1.貸付対象	18
2.貸付けの種類	20
3.貸付利率	20
4.償還期限	22
5.貸付けの審査体制	23
6.公営競技納付金等による利下げ	23
7.貸付実績の推移	24
8.平成20年度の貸付実績	26
9.平成20年度受託貸付の状況	32
10.平成21年度貸付計画	32

## 地方支援業務

1.基本的な考え方	33
2.具体的な事業展開	34
3.平成21年度の事業	34

## 資金調達業務

1.機構債券の種類	35
2.機構債券発行の基本的なスタンス	36
3.機構債券の特徴	37
4.資金調達実績の推移	38
5.平成20年度の資金調達実績	39
6.平成21年度の資金調達計画	42



- 地方債計画に計上された「公的資金」として、貸付けを実施します。
- 地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債について長期かつ低利の資金を融通し、これによって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与します。  
また、貸付けに際しては必要な審査を適切に行います。

### 1. 貸付対象

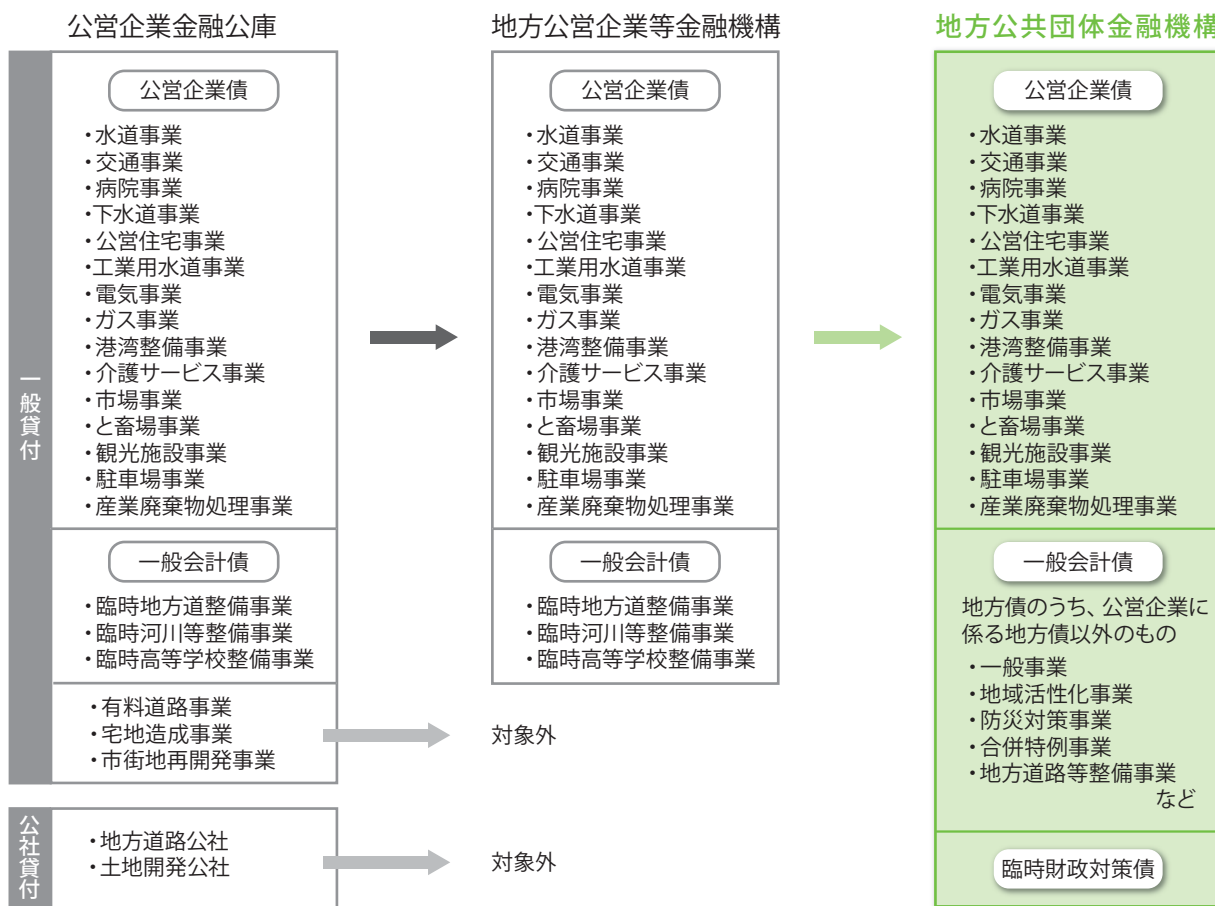
貸付先は地方公共団体のみを対象としています。

貸付対象は、旧公営企業金融公庫においては合計21事業及び公社貸付となっておりますが、平成20年10月の地方公営企業等金融機構の業務開始時に、合計18事業への絞り込み（公社貸付は廃止）が行われました。

今回の地方公共団体金融機構への改組により、これまで、主として公営企業債であった貸付対象が、広く一般会計債に拡充することに伴い、地方公共団体のあらゆる資金ニーズに適時・適切に対応していきます。

具体的には、平成21年度地方債計画において、新たに地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業が貸付対象となりました。さらに、臨時財政対策債についても、貸付けを行う予定です。

### 貸付対象事業の推移



(注)

【一般事業】 地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されないすべての事業を対象とするもの。従来機構の貸付対象としていた臨時河川等整備事業（中小河川の整備）及び臨時高等学校整備事業（高等学校の老朽校舎の改築等）が、平成21年度より地方債計画において一般事業に再編された。

【地域活性化事業】 地方公共団体が行う地域の活性化を実現するための基盤整備事業

【防災対策事業】 地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業

【合併特例事業】 自主的な市町村の合併を全国的に推進していくために、市町村の合併の特例に関する法律の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業、市町村の合併の特例等に関する法律の下で都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となり市町村が行う事業及び合併市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業

【地方道路等整備事業】 従来機構の貸付対象としていた臨時地方道整備事業（生活関連道路としての地方道の建設）が、平成21年度より地方債計画において地方道路等整備事業に再編された。

【臨時財政対策債】 地方交付税の不足を補うため、地方財政法の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債

## 2. 貸付けの種類

---

機構の貸付業務は、①地方公共団体に対する「一般貸付」、②株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」に大別されます。

一般貸付を貸付期間により区別すると、「長期貸付」、起債同意（許可）の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける「同意・許可前貸付」及び同一年度内に償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の3種類です。

## 3. 貸付利率

---

貸付利率は、基準利率、特別利率及び臨時特別利率の3種類です。

### (1) 基準利率

機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるよう定めた利率です。

### (2) 特別利率

住民生活にとって特に重要な事業について基準利率より優遇し設定する利率（基準利率－0.30%）です。

### (3) 臨時特別利率

地域社会の課題に対する的確に対応する上で緊急性・必要性が極めて高い特定の事業等について特別利率よりさらに低く設定する利率（基準利率－0.35%）です。

平成20年度の貸付利率の推移は次のとおりとなっており、臨時特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。

## ■ 平成20年度における貸付利率の推移

区分	年月					
	20年4月	20年5月	20年6月	20年7月	20年8月	20年9月
公庫利率改定日	4/17	5/22	6/19	7/17	8/21	9/19
基準利率	2.40%	2.35%	2.40%	2.45%	→	→
特別利率	2.10%	2.20%	2.30%	2.20%	2.15%	→
臨時特別利率	2.10%	2.20%	2.30%	2.20%	2.10%	→
財政融資資金利率	2.10%	2.20%	2.30%	2.20%	2.10%	→

区分	年月					
	20年10月	20年11月	20年12月	21年1月	21年2月	21年3月
機構利率改定日	10/28	11/20	12/17	1/22	2/19	3/19
基準利率	2.25%	2.35%	2.30%	2.05%	2.10%	→
特別利率	2.10%	→	2.00%	1.80%	1.90%	→
臨時特別利率	→	→	2.00%	1.80%	1.90%	→
財政融資資金利率	→	→	2.00%	1.80%	1.90%	→

※20年4月～20年9月までは公営企業金融公庫、20年10月～21年3月までは地方公営企業等金融機構の貸付利率（いずれも固定金利方式、28年償還（うち据置5年）のもの）を記載しています。なお、財政融資資金の貸付利率も同一償還条件のものを記載しています。

※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としているため、特別利率と臨時特別利率が同率になる場合があります。

## 4.償還期限

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長28年（平均約25年）でしたが、今回の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成21年度同意（許可）債からは最長30年とするなど、全般的に償還期限を延長しました。主な貸付対象の新しい償還期限は次のとおりです。

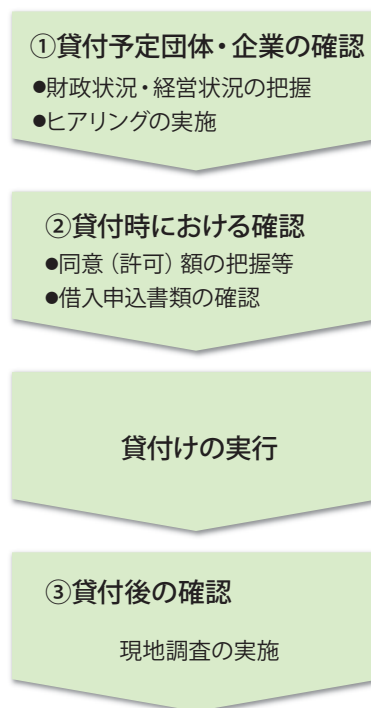
貸付対象事業	平成20年度までの同意（許可）債				平成21年度からの同意（許可）債			
	固定金利		利率見直し（注）		固定金利		利率見直し（注）	
	償還期限	据置期間	償還期限	据置期間	償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
公 営 住 宅	20	5	20	5	25	5	25	5
水 道	28	5	28	5	30	5	30	5
交 通	28	5	28	5	30	5	30	5
病 院	28	5	28	5	30	5	30	5
下 水 道	28	5	28	5	30	5	30	5
工業用水道	25	5	25	5	30	5	30	5
電 気	25	5	28	5	30	5	30	5
ガ ス	20	3	20	3	25	5	25	5
港 湾 整 備	18	5	28	5	20	5	30	5
市 場	20	5	20	5	25	5	25	5
と 畜 場	18	3	18	3	20	5	20	5

（注）10年ごとの見直し

## 5. 貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意（許可）手続きにより、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ① 貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じ都道府県の市区町村担当課等からヒアリングを実施します。
- ② 貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③ 貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握します。



## 6. 公営競技納付金等による利下げ

特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金（旧公営企業健全化基金）の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

このうち、公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れ、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を住民の日常生活に関係の深い事業等への貸付利率の引き下げの財源として活用しています。

最近の公営競技納付金等の推移は次のとおりです。

区分 \ 年度	平成 13	14	15	16	17	18	19	20
公営競技納付金（億円）	123	149	109	106	90	107	141	△ 81
地方公共団体健全化基金（億円） （旧公営企業健全化基金）	8,475	8,558	8,606	8,676	8,739	8,843	8,997	8,947
公営競技開催権を有する団体数	345	316	299	293	260	225	210	210
納付団体数	225	213	212	205	190	180	161	142

（注）平成 20 年度開催分の公営競技から、確定した決算により算定した納付金額を開催翌年度の 11 月 30 日までに一括して納付することとなったため、納付制度の切り替えにあたる平成 20 年度の納付金は、マイナスとなっている。

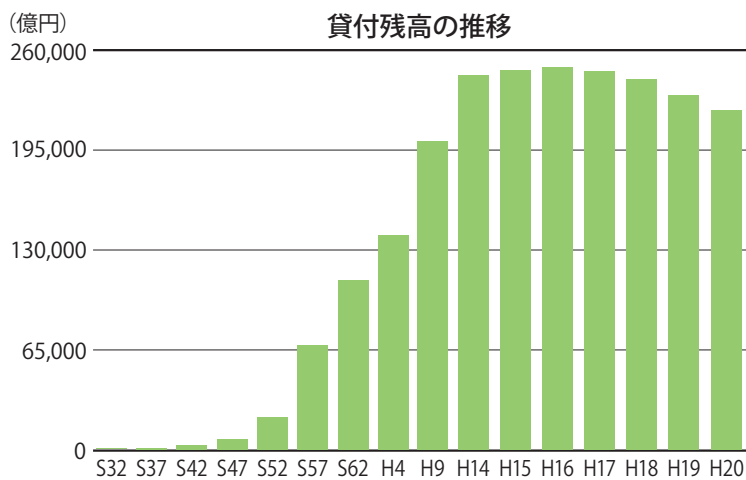
## 7.貸付実績の推移

### (1) 全体の貸付実績の推移

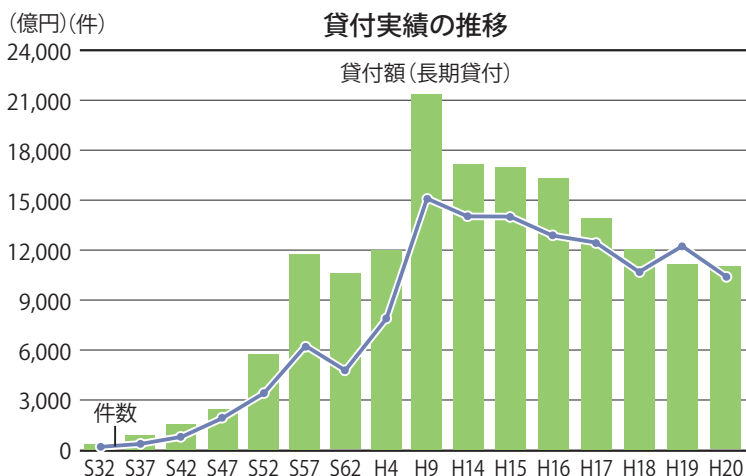
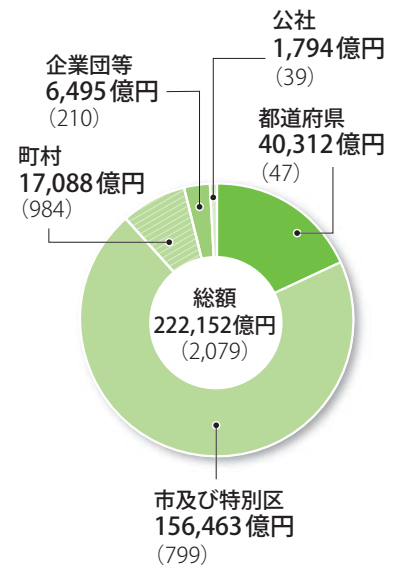
旧公庫の貸付残高は、昭和49年度に1兆円、56年度に5兆円を超え、61年度には10兆円、平成9年度には20兆円、平成16年度には25兆円に達し、平成20年10月、22兆4,586億円を機構が引き継ぎました。

平成20年度は1兆1,088億円の長期貸付（旧公庫及び機構で貸付けを行った額の合計。以下同じ。）が行われ、平成20年度末における貸付残高は22兆2,152億円となっています。

また、貸付けを行っている地方公共団体等の数は、平成20年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,079団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、市及び特別区が15兆6,463億円で最も多く全体の71%を占めています。次いで、都道府県が4兆312億円で18%、残り2兆5,378億円が町村及び企業団等で11%となっています。



団体種別貸付残高(平成21.3.31 現在)  
(受託貸付を除く) ( )は貸付団体数



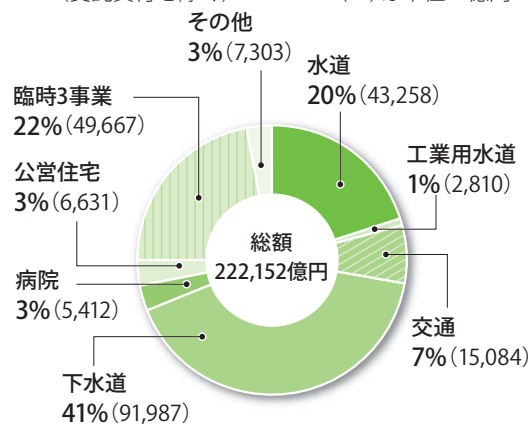


## (2) 事業毎の貸付実績の推移

貸付けの実績を年度別事業別にみると、旧公庫期の昭和30年代は水道、電気、港湾が主な貸付対象でしたが、40年代には水道、地域開発、下水道が、50年代には下水道、水道、臨時3事業が主な貸付対象事業となり、最近では下水道及び臨時3事業のウェイトが高くなっています。

平成20年度末の貸付残高は22兆2,152億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の41.4%を占め、次いで臨時3事業22.4%、水道事業19.5%の順になっています。

事業別貸付残高(平成21.3.31現在)  
(受託貸付を除く) ( )は単位:億円



### 年度別事業別長期貸付額構成比(受託貸付を除く)

年度	総額(億円)	水道	工水	交通	電気	ガス	港湾	病院	その他
S32	71	33%	5%	7%	31%	4%	7%	9%	4%
S37	242	32	9	3	21	15	8	6	6
S42	677	43	9	6	3	3	23	4	9
S47	1,796	43	7	3	3	5	18	11	10
S52	5,832	49	5	8	2	24	6	6	
S57	11,859	23	3	6	27	10	25	6	
S62	10,666	19	3	7	36	5	23	7	
H4	12,068	18	2	7	1	40	6	19	7
H9	21,532	17	1	6	1	29	5	35	6
H14	17,330	14	1	9	1	7	36	3	23
H19	11,263	14	1	6	5	39	2	16	17
H20	11,088	14	1	5	6	41	2	13	18

(注1) 同意・許可前貸付は長期貸付に振り替えられた年度に計上しています。

(注2) その他には、公営企業借換債を含んでいます。

(注3) 四捨五入により、計が一致しない場合があります。

## 8.平成20年度の貸付実績

### (1) 貸付実績

平成20年度は、総額1兆1,088億円の貸付けを行いました。事業別の内訳については、まず、下水道に対する貸付けが4,583億円で全体の41.3%、次に上水道（簡易水道を含む。）が1,509億円で13.6%を占めています。このほか、臨時地方道整備を中心に臨時3事業に対し1,434億円（全体の12.9%）の貸付けを行いました。

### (2) 事業ごとの内訳

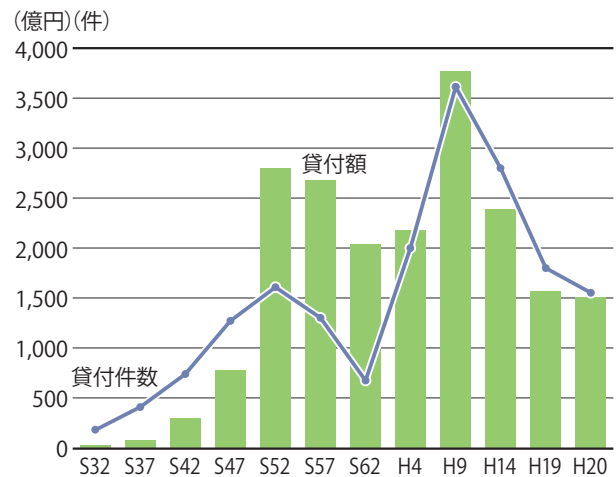
#### 【水道事業】

地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）は、2,277事業あり、年間約192億<sup>3</sup>の給水を行っており、給水人口は約1億2,463万人となっています。

平成20年度の貸付額は、1,509億円となっています。



白川浄水場（佐賀県有田町）



(注) 各事業の事業数等は平成19年度のもので、写真は既存の融資事業の例ですので、平成20年度に貸し付けた事業とは限りません。

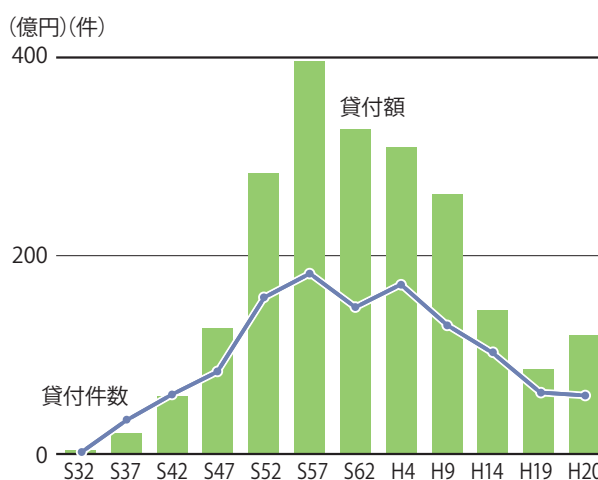
### 【工業用水道事業】

地方公共団体が経営する工業用水道事業は、152事業266施設あり、6,186箇所の工場等に年間約48億m<sup>3</sup>を給水しています。

平成20年度の貸付額は、120億円となっています。



石狩湾新港地域工業地帯（北海道）



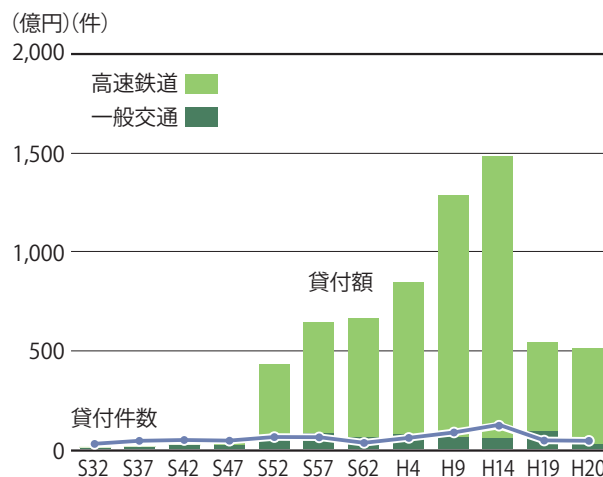
### 【交通事業】

地方公共団体が経営する交通事業は、84団体103事業あり、年間延べ約40億人(1日平均1,106万人)に利用されています。公営交通事業が旅客輸送機関に占める割合を年間輸送人員からみると、バスでは25.6%、地下鉄では72.1%となっています。

平成20年度の貸付額は、510億円となっています。



市営地下鉄（名古屋市）



### 【電気事業・ガス事業】

地方公共団体が経営する電気事業は、93事業425発電所で、発電能力は最大出力344万kW、年間発電電力量は111億kWhに達しています。また、地方公共団体は、34のガス事業を経営し、97万戸の家庭に年間388億MJのガスを供給しています。

平成20年度の貸付額は、13億円となっています。



太鼓山風力発電所（京都府）

### 【港湾整備事業】

地方公共団体が経営する港湾整備事業は、106事業で、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船などの事業を行っています。

平成20年度の貸付額は、37億円となっています。



港湾荷役機械（釧路市）

### 【病院事業】

地方公共団体が経営する病院事業は、667事業で、これらの事業が有する病院の数は957病院（一般病院911、結核病院1、精神科病院45）となっています。

平成20年度の貸付額は、683億円となっています。



県立こども病院（宮城県）

### 【介護サービス事業】

地方公共団体が運営する介護サービス事業は、639事業となっています。介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械機具の整備事業に対して貸付けを行っています。

平成20年度の貸付額は、16億円となっています。



町立特別養護老人ホーム静寿園（北海道新ひだか町）

### 【市場事業】

地方公共団体が経営する市場事業は、179事業で、年間の取扱量は、そ菜806万トン、果実284万トン、水産物445万トン、肉類その他82万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

地方公共団体による市場の整備は、流通近代化促進の要請から積極的に進められており、平成20年度の貸付額は、7億円となっています。



中央卸売市場（盛岡市）

### 【と畜場事業】

地方公共団体が経営すると畜場事業は、75事業で、平成19年度における年間処理実績は420万頭となっています。

平成20年度の貸付額は、0.5億円となっています。



食肉流通センター（金沢市）

**【観光施設事業（産業廃棄物処理事業を含む。）】**

観光施設事業は、休養宿泊事業160事業をはじめ、ロープウェイ64事業、その他観光事業（温泉、城、資料館、動植物園等）180事業の合計404事業が行われています。

平成20年度の貸付額は、2億円となっています。



旭山動物園（旭川市）

**【駐車場事業】**

地方公共団体が経営する駐車場事業は、236事業684施設であり、公営駐車場の収容能力は約12万3千台、1日平均利用台数は約18万6千台となっています。

平成20年度の貸付額は、14億円となっています。



橋本駅北口第2自動車駐車場（相模原市）

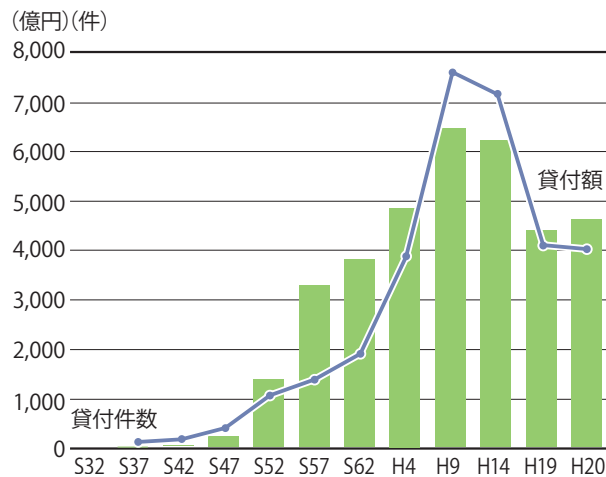
**【下水道事業】**

地方公共団体が行う下水道事業は、3,705事業で、平成19年度末における現在処理区域内人口は9,672万人、全国人口に対する現在処理区域人口の割合は74.8%となっています。

平成20年度の貸付額は、長期貸付額全体の約4割を占め、4,583億円となっています。



白根中央浄化センター（新潟市）



**【公営住宅事業】**

公営住宅は、地方公共団体により建設され、平成19年度末では約218万戸が管理されています。

平成20年度の貸付額は、165億円となっています。



県営住宅船岡団地（高知県）

**【臨時地方道整備事業等臨時3事業】**

臨時地方道整備事業等の臨時3事業は、生活関連道路としての地方道の建設、中小河川の整備及び高等学校の老朽校舎の改築等の事業の促進を主な目的として、昭和53年度から旧公庫の貸付対象事業に加えられました。

平成20年度の貸付額は、1,434億円となっています。

■ 臨時地方道整備事業



市川三郷身延線（山梨県）

■ 臨時河川等整備事業

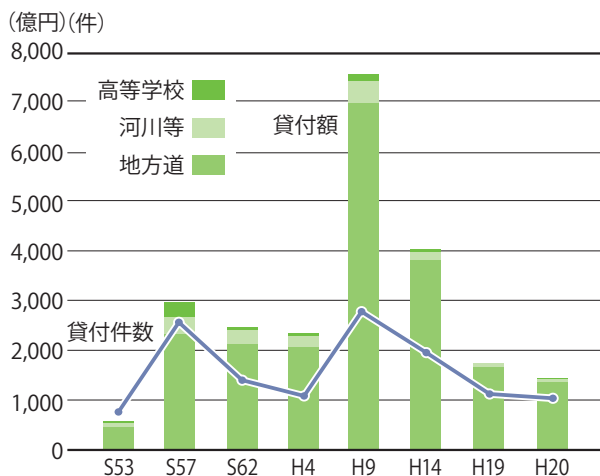


ささや親水公園（二本松市）

■ 臨時高等学校整備事業



県立青森東高校（青森県）



## 9.平成20年度受託貸付の状況

公有林整備事業及び草地開発事業については、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて貸付けを行っております。

平成20年度の受託貸付の総額は38億51百万円、内訳は、公有林整備事業が36億89百万円、草地開発事業が1億61百万円となっています。

区分	公有林整備事業		草地開発事業		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	%
都道府県	55	2,248	1	6	56	2,254	58.5
市	115	968	3	69	118	1,037	26.9
町村	81	473	9	86	90	560	14.5
組合等							
計	251	3,689	13	161	264	3,851	100.0

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

また、受託貸付の残高は、公有林整備事業が27,128件、3,442億26百万円、草地開発事業が1,720件、242億82百万円の合わせて28,848件、3,685億8百万円となっています。

## 10.平成21年度貸付計画(改定後)

平成21年度における一般貸付に係る貸付計画額は、平成21年度地方債計画(改定後)における機構資金(1兆8,830億円)を踏まえ、一般会計債2,798億円、臨時財政対策債3,000億円、公営企業債8,492億円の合計1兆4,290億円の予定となっています。

また、受託貸付に係る貸付計画額は41億円の予定となっています。(詳しくは参考資料85ページをご参照ください。)

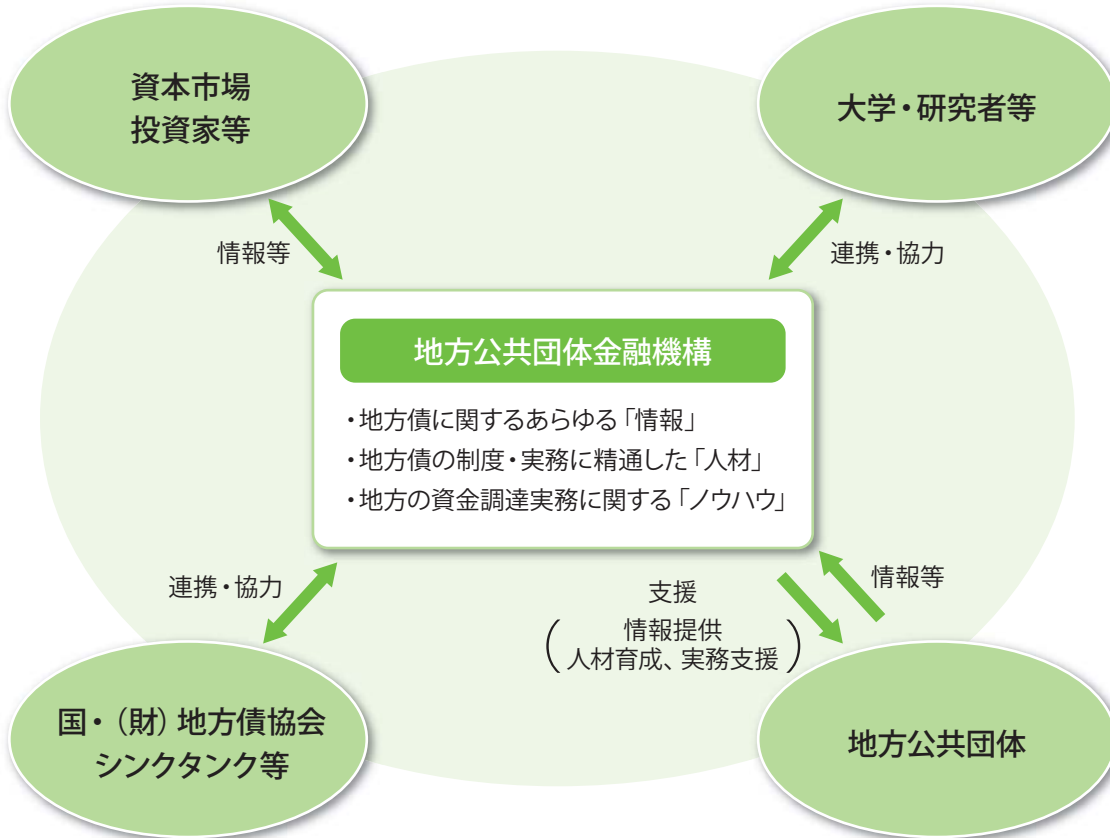


## 1. 基本的な考え方

今後、発行市場の自由化が一層進展すると想定されるなど、地方債を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方公共団体がこうした環境に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行っていくために必要な支援を実施します。

支援の実施に当たっては、平成23年度以降の事業の本格的な展開を目指し、機構が情報の結節点としての機能を果たせるよう、関係機関との連携等を通じ地方支援のネットワークの形成を図るとともに、民間人材の活用も含めて体制の整備を行います。

また、当面は、地方公共団体等のニーズを充分把握するとともに「調査研究・情報提供」「地方公共団体の人材育成」及び「資金調達に係る実務支援」に係る事業を着実に実施します。



## 2. 具体的な事業展開

---

地方公共団体と資本市場の双方と直結しているという機構の特性を活かしながら次のような事業を展開します。

### (1) 調査研究・情報提供

大学等と連携しながら、地方公共団体の資金調達等について、調査研究事業を実施し、研究成果について、わかりやすい形で地方公共団体に情報提供します。

地方債市場をはじめとする資本市場の状況等について、各団体の理解を深めるため、地方公共団体に情報提供を行います。

### (2) 地方公共団体の人材育成

地方行財政、金融、経済、会計等に関する基礎知識の涵養のみならず、実務能力養成のためのスキル、ノウハウ取得を視野に置いた人材養成等を図ります。

### (3) 資金調達に係る実務支援

地方公共団体の資金調達に係る実務（IRや公募地方債の発行等）に対し、関係団体との連携等により、情報提供等の支援を実施します。

## 3. 平成21年度の事業

---

### (1) 調査研究・情報提供

調査研究事業として、国内における各地方公共団体の銀行等引受債（縁故債）の実態に関する分析や、諸外国の地方債制度や地方債共同発行機関の実態等について、継続的な定点観測及び分析を実施します。

情報提供事業として、地方公営企業調査研究の成果について、情報提供します。

### (2) 地方公共団体の人材育成

地方自治関係団体が、地方公共団体職員に対して実施する研修会等のサポートや、平成20年度より実施しているOJT研修を引き続き実施し、地方公共団体職員の金融関連業務に係る実務能力の育成を図ります。

### (3) 資金調達に係る実務支援

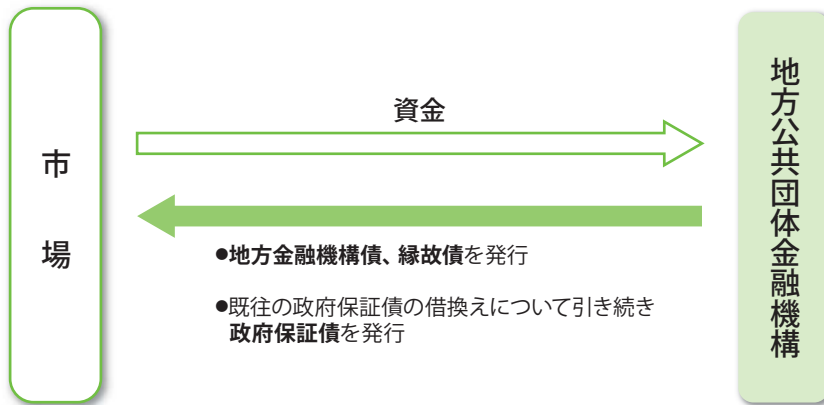
地方債関係団体や市場公募債発行団体との合同IRを国内外で実施するほか、個別地方公共団体の住民参加型市場公募債の発行を支援します。

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの削減を図りながら、安定的な調達を行います。

## 1. 機構債券の種類

新たな貸付業務等に必要な資金調達については、政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）の発行を基本とします。また、地方公務員共済組合連合会の引受けによる縁故債の発行を組み合わせで行います。

旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債の発行によって行います。



## 2. 機構債券発行の基本的なスタンス

---

必要な資金を安定的に資本市場から調達するため、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていく等を通じて、資本市場からの確固たる信認を維持しながら債券発行を行います。また、市場環境や市場ニーズに応じた機動的な債券発行に努めていきます。

### (1) 資金調達手段の多様化

安定的な資金調達を行っていく観点から、10年債の発行を中心としつつ、投資家層のより一層の拡大を図るため、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な債券発行に努めます。

また、旧公庫時代に培ったJFMブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、調達コストの削減が図られるよう、多様な市場における債券発行に努めていきます。

### (2) 情報開示の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理の状況についてのディスクロージャーを適切に実施します。

また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認を確保できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施します。このほか、投資家の投資計画策定に資するよう、半期毎に債券発行計画を公表します。

### (3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献していきます。

### 3. 機構債券の特徴

機構が発行する地方金融機構債は、「スーパー地方債」としての性格を有しています。また、以下のような特徴から、少なくとも地方債と同様のステータスを持った、信用力の極めて高い債券であるといえます。

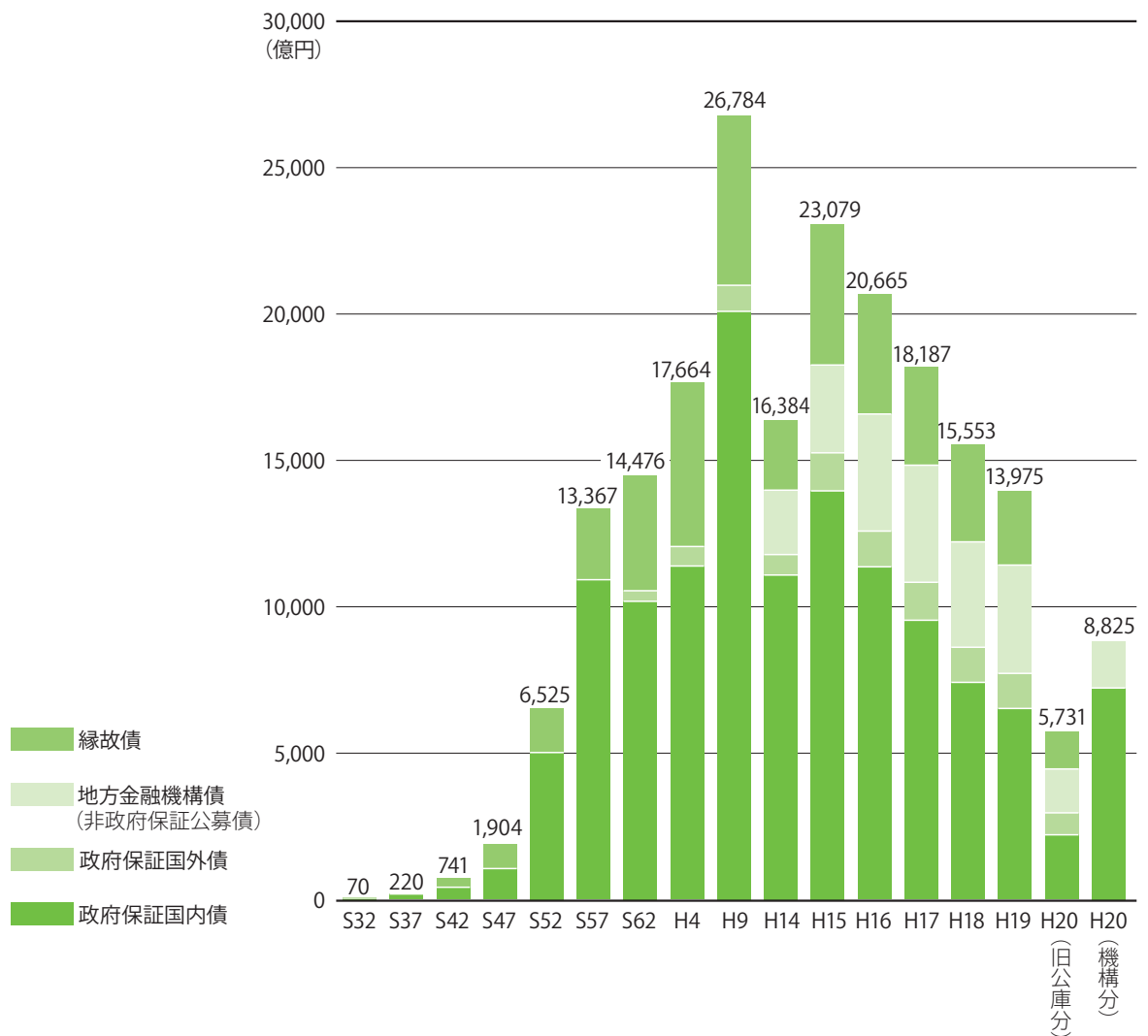
- ・ 機構自体が公的な位置づけであること
- ・ 機構は地方債の共同発行機関としての性格を有していること
- ・ 地方公共団体のデフォルトはこれまで一度もないことから、機構資産の安定性は高いといえること
- ・ 万全の財務基盤が確保されており、また、機構法において、機構解散時の最終弁済責任が地方公共団体とされていることから、償還確実性が担保されていること
- ・ 機構債券は流動性が高く、また、機構は投資家重視の起債スタンスをとっていること

機構は、スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's) 及び格付投資情報センター (R&I) より、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付けを取得しています。また、機構のリスクウェイトの категорияは10%となっています。

	(平成 21.6.1 現在)	
発行体格付 (依頼)	S&P: AA (安定的) Moody's: Aaa (引き下げ方向で見直し中) R&I: AAA (ネガティブ)	
BISリスク・ウェイト	地方金融機構債: 10%	(参考) 政府保証債: 0% 国債・地方債: 0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産において他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。この先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。(地方公共団体金融機構法第40条)	

## 4. 資金調達実績の推移

債券の発行総額は、平成9年度に2兆6,784億円（過去最高額）に達しましたが、その後、年々、減額しており、平成20年度は機構分8,825億円、旧公庫分5,731億20百万円となっています。



## 5.平成20年度の資金調達実績

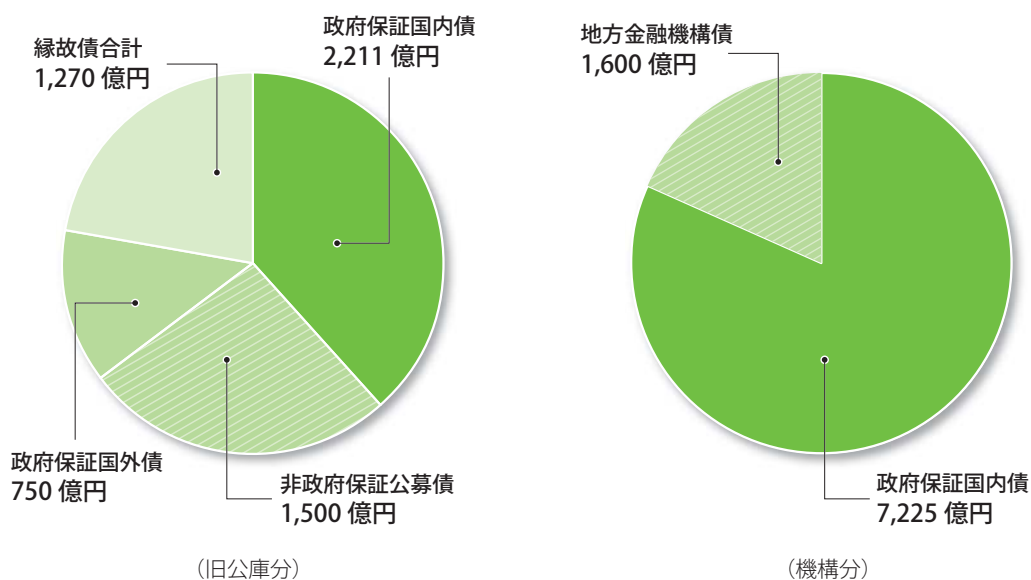
平成20年度における債券の発行総額は、機構分8,825億円、旧公庫分5,731億20百万円であり、その内訳は、機構分として、政府保証国内債（10年債）4,225億円、政府保証国内債（4年債）3,000億円、地方金融機構債（20年債）500億円、地方金融機構債（10年債）800億円及び地方金融機構債（5年債）300億円となっています。

また、旧公庫分として、政府保証国内債（10年債）2,211億20百万円、政府保証国外債（10年債）750億円、非政府保証公募債（20年債）1,000億円、非政府保証公募債（10年債）500億円及び縁故債1,270億円となっています。

なお、平成20年度に機構が発行した政府保証国内債7,225億円は、平成20年度政府保証国内債発行総額3兆1,416億90百万円の22.9%を占めています。

また、旧公庫が発行した政府保証国内債2,211億20百万円は、平成20年度政府保証国内債発行総額の7.0%を占めています。

機構の平成20年度末債券発行残高は、18兆9,989億円となっています。



※政府保証のない一般担保付公募債について、旧公庫において発行した分は「非政府保証公募債」、機構において発行した分は「地方金融機構債」としている。

■ 平成20年度債券発行状況 機構分 (発行額合計：8,825億円)

種別	年限	回号	発行額 (億円)	利率 (%)	発行価額 (円)	発行日
政府保証国内債	10年	第1回	700	1.6	99.85	H20.10.16
	10年	第2回	700	1.6	99.60	H20.11.18
	10年	第3回	700	1.4	99.35	H20.12.15
	10年	第4回	700	1.3	99.15	H21.1.22
	10年	第5回	700	1.3	99.20	H21.2.18
	10年	第6回	725	1.3	99.30	H21.3.17
	4年	第1回	3,000	0.7	99.94	H21.2.27
政府保証国内債合計			7,225			

種別	年限	回号	発行額 (億円)	利率 (%)	発行価額 (円)	発行日
地方金融機構債	20年	第1回	500	2.07	99.88	H21.1.26
	10年	第1回	500	1.77	99.95	H20.11.25
	10年	第2回	300	1.59	99.92	H21.2.20
	5年	第1回	300	1.01	99.97	H21.2.24
地方金融機構債合計			1,600			



■ 平成20年度債券発行状況 旧公庫分（発行額合計：5,731.2億円）

種別		年限	回号	発行額 (億円)	利率 (%)	発行価額 (円、%)	発行日
政府 保証債	国内債	10年	第884回	1,000	1.4	99.25	H20.4.17
		10年	第885回	500	1.7	99.60	H20.5.22
		10年	第886回	711.2	1.8	99.75	H20.6.19
	国外債	10年	第5回 グローバル・円	750	1.900	99.900	H20.6.25
政府保証債合計				2,961.2			

種別		年限	回号	発行額 (億円)	利率 (%)	発行価額 (円)	発行日
非政府保証 公募債		20年	第24回	600	2.29	99.85	H20.4.25
		20年	第25回	400	2.50	99.98	H20.6.16
		10年	第30回	500	1.97	99.98	H20.6.16
非政府保証公募債合計				1,500			

種別		年限	回号	発行額 (億円)	利率 (%)	発行価額 (円)	発行日
縁故債		10年	第29回	400	1.59	100.00	H20.4.30
		10年	第30回	500	1.91	100.00	H20.5.30
		10年	第31回	370	1.78	100.00	H20.7.31
縁故債合計				1,270			

## 6.平成21年度の資金調達計画

貸付業務等に必要な資金調達については、地方金融機構債の発行を基本としつつ、地方公務員共済組合連合会の引受けによる縁故債の発行を組み合わせで行います。平成21年度は、地方金融機構債を6,000億円（うち10年債を3,000億円、20年債を2,000億円、その他債1,000億円）、縁故債を4,000億円（全額10年債）発行する予定です。

旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成21年度は、8,200億円を発行する予定です。

### ■ 地方金融機構債

債券の種類	年間発行予定額（億円）
10年満期一括固定利付債	3,000
20年満期一括固定利付債	2,000
その他債	1,000
計	6,000

※10年債については、原則毎月発行する予定です。

※20年債については、年間5～6回程度発行する予定です。

### ■ 縁故債

債券の種類	年間発行予定額（億円）
10年債	4,000

### ■ 政府保証国内債

債券の種類	年間発行予定額（億円）
10年債	8,200

(注) 1.この計画は貸付けの実行状況、市場環境等により発行額を変更することがあります。

2.発行に関する情報につきましては、発行の都度ホームページ等を通じてお知らせする予定です。(URL:<http://www.jfm.go.jp/ir/index.html>)